

令和 2 年度 第 1 回 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会会議録

議題	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1)会長及び職務代理者の選出について</p> <p>(2)茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画令和元年度の取組状況について</p> <p>(3)新型コロナウイルス感染症対策のための廃棄物減量等推進審議会運営要綱（案）について</p> <p>(4)その他</p> <p>3 閉会</p>
日時	令和2年10月9日（金） 14時00分から16時00分まで
場所	本庁舎4階 会議室4
出席者氏名	<p>（出席委員）</p> <p>昆布委員、山田（豊）委員、平本委員、滝本委員、八幡委員、川崎委員、阿部委員、長谷川委員、山田（雅）委員、湯浅委員、竹内委員、安齋委員、橋詰委員、菊沢委員</p> <p>（事務局）</p> <p>重田環境部長、熊澤資源循環課長、林資源循環課主幹、森岡資源循環課課長補佐、他担当者2名（高崎、原田）</p> <p>富田環境事業センター所長、小俣環境事業センター施設整備担当課長、尾坂環境事業センター主幹、加藤環境事業センター所長補佐、永島環境事業センター所長補佐</p> <p>添田環境保全課長、西山環境保全課課長補佐</p> <p>矢野下水道河川総務課課長補佐</p> <p>横溝下水道河川建設課長</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 委員名簿 ・【資料1】茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画に関する令和元年度取組状況（評価シート） ・【資料2】茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画に関する令和元年度取組状況（評価総括表） ・【資料3】茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画に関する令和元年度取組状況（評価シート）委員評価用 ・【資料4】新型コロナウイルス感染症対策のための廃棄物減量等推進審議会運営要綱（案） ・【参考資料1】排出量目標と実績

	<ul style="list-style-type: none"> ・【参考資料 2】評価基準について ・【参考資料 3】次期環境基本計画策定に関する進捗状況について
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	0名

○熊澤資源循環課長

定刻となりましたので、令和 2 年度第 1 回茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

(配布資料の確認)

(各委員自己紹介)

○熊澤資源循環課長

本日の会議は、委員 14 名のうち 14 名の出席をいただいていることから、本審議会規則第 5 条に規定された過半数を満たし、会議が成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日出席している職員の紹介をさせていただきます。

(各職員自己紹介)

それでは、会議に移ります。お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに、議題 1、会長及び職務代理者の選出についてです。

茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会規則第 4 条及び第 5 条の規定によりまして、会長は委員の互選により定め、会長が議長となることとなっております。

会長が選出されるまでの間は環境部長が議事を進めさせていただきます。

○重田環境部長

それでは、ただいま事務局よりご説明がありましたが、会長が選出されるまで、私のほうで進行を務めさせていただきます。

まずは会長の選出につきまして、どなたかお考えのある方はいらっしゃいますでしょうか。どなたかご意見ある方はいらっしゃいますか。

○八幡委員

引き続き、安齋委員に今期もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○重田環境部長

今、八幡委員から安齋委員のご推薦をいただきました。安齋委員のお考えはいかがでしょう。

○安齋委員

お引き受けいたします。

○重田環境部長

ただいま、安齋委員のご意見をお聞かせいただきました。会長につきましては、安齋委員にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(拍手)

○重田環境部長

それでは、安齋委員に会長をお願いすることといたします。

会長が選出されましたので、議長を交代させていただきます。

(安齋会長、議長席に移動)

○重田環境部長

それでは、恐れ入りますが、ご挨拶をいただければと思います。

○安齋会長

このたび、前期に引き続きまして、会長を仰せつかることになりました安齋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

コロナの状況がどうなるかわからないという中でのこういう会議でございますので、皆様もなかなか大変だと思いますが、多分、行動変容というふうに言われておりますけれども、市民生活が相当影響を受けることになると思っていますので、そうなりますと、出てくるごみの量とか種類というのにも随分変化が起きるんじゃないかなと推察されますので、これからそういうことの結果が出てきたことの評価というようなことになったときに、今までなかったような考え方をしなければいけないということも起こるんじゃないかなと思います。それ以外にも、気候変動の問題であるとか、プラスチックごみの問題であるとか、ごみの問題というのは市民生活と切れない内容でありながら、地球環境というものとも非常に密接に関係しているような内容ですので、シンク・グローバリー、アクト・ローカリーと言いますが、ごみの問題というのは、それにぴったり合うような問題ではないかなと思いますので、この審議会ですべてのいろいろなことを審議させていただくこととなりますが、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。(拍手)

それでは、まず一番最初にやらなければいけないのが、私に何かあったときに職務代理をしていただく方を決めなければいけないのですけれども、会長が指名するというこのようですので、私のほうから橋詰委員をお願いしたいんですが、いかがでございましょうか。

(拍手)

○安齋会長

では、橋詰先生、よろしく申し上げます。

あと、規則の改正がありまして、議事録署名人というのを必ず委員名簿の順番でお願いしていただいていたのですが、茅ヶ崎市の附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱というのが改正されまして、議事録署名人という制度が廃止されましたので、今後、指名がございませんので、ご承知おきください。

作成される議事録の形式については、附属機関により決定することになっておりまして、議事録の形式について、発言者の名前を記載するか、しないか、発言の内容を全て記載するか、要約して記載するかというのも決めなければなりません。これまでの議事録は、発言者の名前と発言内容を全て記録しておりますけれども、今回もその形式でよろしゅうご

ございますでしょうか。

○昆布委員

私は、内容的には、一字一句というのはもう必要ないと思うんです。今、後ろのほうにあります、要約で。特に、オブザーバーの方が、今までどういことをやって、どうやっているかという、そういう内容がわかるような議事録で私は十分だと思います。従来の一字一句の議事録はやめたほうが良いというのが私の意見です。

○安齋会長

事務局のほうはそれで対応可能ですか。

○原田主査

対応可能です。

○昆布委員

何をやって、何が決まったか。これから何を決めようとしているかぐらいの、そんなのがわかればいい。

○安齋会長

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

議題(1)については以上で、引き続きの議題に入りたいと思います。

議題(2)「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画令和元年度取組状況について」、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○森岡課長補佐

議題 2、茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画における令和元年度取組状況に関する説明に移らせていただきます。事前に配布しています資料 1、資料 2 をご用意ください。

資料 1 については、一般廃棄物処理基本計画に位置付けられた施策の、令和元年度取組状況について、取りまとめたものとなります。なお、今回の評価は、平成 30 年度に改訂した基本計画の計画期間であります平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 カ年にわたる後期計画の 2 年目となります。

また、資料 2 につきましては、各施策の評価とその評価理由について、総括したものです。評価基準につきましては、参考資料 2 をご参照ください。

それでは、令和元年度取組状況について説明させていただきます。資料 1 に沿って、説明させていただきますが、資料 2 も併せてご覧ください。なお、資料 1 の 1 ページから 7 ページまでの「第 1 編ごみ処理基本計画の基本目標及び基本方針Ⅰ」、8 ページから 15 ページまでの「基本方針Ⅱ」、16 ページから 17 ページまでの「基本方針Ⅲ」、18 ページから 21 ページまでの「第 2 編生活排水処理基本計画」の 4 回に分けて説明及び審議とさせていただきます。

まず、はじめに「第 1 編ごみ処理基本計画の基本目標及び基本方針」となります。資料 1 の 1 ページと併せて資料 2 の 1 ページをご覧ください。

「基本目標」であります『ごみの年間排出量』については、目標達成率が 99.9%となりましたが、前年度比で 1,348 t 増となったことから、施策の評価を B としています。

次の『市民 1 人 1 日当たりの排出量』についても、目標達成率が 101.0%となったもの

の、前年度比で 13.5 g 増となったことから、施策の評価を B としています。

次の『市民 1 人 1 日当たりの資源物を除く排出量』についても、目標達成率が 96.5% となったものの、前年度比で 11.5 g 増となったことから、施策の評価を B としています。

次の『リサイクル率』については、目標達成率が 83.5% となり、前年度比で 0.3 ポイント減の 21.8% となったことから、施策の評価を C としています。

最後の『最終処分率』については、目標達成率が 90.5% となったものの、ごみの年間排出量が増加した影響を受け、前年度比で 0.2 ポイント増の 9.9% となったことから、施策の評価を B としています。

以上が「基本目標」における各施策の評価となりまして、それぞれの評価を踏まえ、全体としての市の評価を B としています。

続きまして、資料 1 の 2 ページをご覧ください。資料 2 は 1 ページの中段以降となります。基本方針 I、項番 1「リフューズの推進」です。施策『①マイバッグ運動・レジ袋対策の推進』については、「ごみ通信ちがさき」を初めとする各種啓発事業を実施するとともに、ごみ減量化基本方針素案の説明会の中でレジ袋を断るよう呼びかけを行ったことから、市の評価を A としております。

続きまして、資料 1 の 3 ページ、項番 2「リデュースの推進」です。施策『①環境を意識したごみの排出抑制の啓発』については、取組概要に記載のとおり各種啓発事業を行いました。数値目標であります『市民 1 人 1 日当たりの排出量』の目標達成率が 101.0% となったものの、前年度比で 13.5 g 増となったことから、施策の評価を B としています。

次に、施策『②ごみ減量・リサイクル推進店の活動支援』については、ごみ通信ちがさきとホームページにより新たな周知を図ったものの、閉店により 9 店舗減の 83 店舗となり、活動支援を十分に行えていないことから、施策の評価を C としています。

次に、施策『③生ごみ処理容器等の普及の推進』については、各種広報媒体、方針素案の説明会や各種イベントの機会をとおして、普及啓発を行いました。また、年度当初には、補助要綱の見直しを行い、消滅型を対象品目に加えたところです。数値目標であります『生ごみ処理容器等の購入基数』の目標達成率が 124% となったことから、施策の評価を A としています。

次に、施策『④ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討』については、ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度として、ごみ有料化や手数料改定に関して、これまでの議論の一つの結果として、市民・事業者に対し方針素案説明会の中で方向性を提示しました。また、その説明会の中では、生ごみの減量や分別が分かりにくい品目（古紙類・プラスチック製容器包装類）の適正分別に関する啓発チラシを活用し周知啓発を行ったことから、施策の評価を A としています。

以上、それぞれの評価を踏まえ、全体としての評価を B としています。

続きまして、資料 1 の 4 ページ、資料 2 の 2 ページをご覧ください。項番 3「リユースの推進」です。施策『①リサイクル市（いち）・フリーマーケット等の開催情報の提供』については、これまでの本審議会の議論を踏まえ、取り組みを終了とし、施策の評価を行わないこととしました。

次に、施策『②リサイクル品展示室の活用推進』については、リサイクル品展示室が閉鎖となったものの、各種イベントにおける出張展示において取り組み自体を継続していることから、施策の評価をBとしています。

以上、それぞれの評価を踏まえ、全体としての評価をBとしています。

続きまして、資料1の5ページをご覧ください。項番4「リサイクルの推進」です。施策『①剪定枝資源化の推進』については、剪定枝の収集運搬を行う事業者や資源化を行う事業者にはアリングを行い、剪定枝の収集運搬・処分の具体的な事業スキームや市民が排出する際の基準について検討を進めていることから、施策の評価をBとしています。

次に、施策『②適正分別のための情報提供』についてです。こちらは、「ごみ通信ちがさき」にて、衣類布類や廃食用油、消火器、電池類などの適正分別や排出方法についての記事を掲載するとともに、分別について質問されることの多いプラスチック製容器包装類や古紙類の実物を貼り付けたパネル作成し、環境フェアにて掲示、さらに方針素案の説明会で活用することで、適正分別情報の周知啓発に努めたことから、施策の評価をAとしています。

次に、施策『③集積場所における適正排出の指導』については、環境指導員を対象に、環境指導員会議を開催する中で、不適正排出に対する指導の依頼を行うとともに、研修会や施設見学会の中で、適正排出に関する情報提供を行ったことから、施策の評価をAとしています。

次に、施策『④家電リサイクル推進の継続』については「ごみと資源物の分け方・出し方」やホームページで家電リサイクル法対象品目とその処理方法を周知しました。また、使用済小型家電は、31年4月より回収ボックスの対象品目を「指定17品目」から「電気・電池で動くもの」に拡大し、回収量は、回収ボックスによるものが前年度比で544kg増の3,613kg、宅配回収によるものが前年度比で5,743kg増の15,896kg、合計で19,509kgとなったことから、施策の評価をAとしています。

以上、それぞれの評価を踏まえ、全体としての評価は、Aとしています。

続きまして、資料1の6ページをご覧ください。項番5「事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進」です。施策『①4R推進事業者行動協定の創出』については、新規の協定はありませんでしたが、市内事業者で構成された「茅ヶ崎青年会議所」が主催するSDGsをテーマとした「チガサキハロウィンフェス未来都市2019」に後援・出店するにあたり、青年会議所の会員に対して、事業系ごみの削減・資源化に関する情報提供を行ったことから、施策の評価をBとしています。

次に、施策『②多量排出事業者における減量化等計画書の提出』についてです。こちらは、多量排出事業者22社を対象に減量化等計画書の提出を依頼し、全社から提出あったものの、事業系ごみの減量が進まなかったことから、施策の評価をBとしています。

次に、施策『③事業系ごみの排出状況の把握』についてです。こちらは、事業者への訪問や搬入物調査を実施しなかったため、排出状況を把握することができなかったことから、施策の評価をCとしています。

次に、施策『④事業者の訪問』『⑤事業系直接搬入ごみの分別指導』については、より効

率的かつ効果的な手法として、事業者を対象とした方針素案の説明会の実施に替え、説明会では、事業系ごみの適正な処理方法について掲載したチラシを配布し、事業系ごみの分別指導を実施したものの、事業系ごみの減量が進まなかったことから、施策の評価をそれぞれ B としています。

以上、それぞれの評価を踏まえ、全体としての評価を B としています。

続きまして、資料 1 の 7 ページをご覧ください。項番 6「受益者負担の適正化」です。施策『①家庭ごみ有料化導入の検討』施策『②一般廃棄物処理手数料改定の検討』については、審議会からの答申を踏まえ、ごみ有料化や手数料改定等のごみ減量に向けた各種施策を位置付けた「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針（素案）」を作成しました。基本方針素案については、市内 136 自治会のうち 84 自治会を対象に説明会を実施し、2,116 名の方よりご意見を頂戴しました。また、パブリックコメントを実施し、56 名の方より 118 件のご意見を頂戴しました。これらを踏まえ、令和 2 年 3 月に「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針」を策定したことから、それぞれの施策の評価を A とし、全体としての評価を A としています。ここまでが「第 1 編ごみ処理基本計画の基本目標及び基本方針」についての説明です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○安齋会長

それでは、まず、資料 1 の第 1 編に関しまして事務局からご報告をいただきましたけれども、委員の皆様には、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○山田委員

ごみが増えたりしているんですが、これは、新型コロナウイルスの影響があったために増えたものかどうかというのをお聞きしたいのが 1 点目。

もう一つは、参考資料の 1 に出ている数字は間違っています。基礎資料として参考資料 1 が必要だと思うんですけれども、そこは見直してください。

○森岡課長補佐

修正をさせていただきます。

○山田委員

基本的なデータになるところなので、修正をしておいたほうがいいと思います。

新型コロナのことはどうなんですか。

○森岡課長補佐

コロナの説明に入る前に、全体的なごみ量が増えたことの、一定の分析についてお話しできればと思います。

ご承知のとおり、ごみ排出量につきましては、年々減少傾向にありました。ところが、令和元年度のごみ排出量については、7 万 573 トンということになって、前年度対比で約 2% の増加という結果になっています。

家庭系については、燃やせないごみと大型ごみの増加といったところが顕著な状況でした。昨年度の年度末からこの状況が見られていまして、現在にかけても大型ごみ等が増加の傾向になっている状況です。

昨年度の状況を振り返ったところ、昨年 10 月に消費税改定が行われていまして、一つ

の仮説として、家具や消費財の買いかえによることも一つ考えられるのかなと思っていますが、特徴としては、年度末から現在にかけてもこのような増加傾向が続いていますので、主に新型コロナウイルスの外出の自粛に伴い、不要なものを片づけるなど、そのようなことをされた市民の皆様が多かったということが少なからず影響しているのではないかと思います。

○安齋会長

山田委員よろしゅうございますか。

○山田委員

増えたのがやむを得ないところがあるのかなというのをお聞きしたかったんです。どうもありがとうございます。

○森岡課長補佐

補足で、やむを得なかったかどうかというのは、なかなか難しいんですが、茅ヶ崎市の状況ではなくて、近隣市町にもごみの量を確認したところ、同じような状況にあったことから、1つ原因としては、そのようなことが言えるのではないかと思います。

○平本委員

家庭系のごみに、今期に限り不適正な排出が、家庭系で 25.7%、事業系で 34%も不適正なごみがあるということがわかったのですけれども、これは今までやっていなかったんですか。

○森岡課長補佐

多分ご覧いただいているのは基本方針の中だと思うんですが、それは、過去に行われた組成分析の結果をそこで示してしまして、過去の組成分析の結果、家庭系であれば、それぐらいの割合が不適正ですよというような形で、既にお示ししたのになります。

○平本委員

コロナだけじゃなくて、ほかにも原因がありそうな感じがしたので、気にしていたんですけれども。

○森岡課長補佐

特段コロナウイルスに関係したものというわけではなく、平成 28 年当時の組成分析をベースにしているということになります。

○平本委員

これは、例えば、個別分析して、実際に焼却に回ったんですか。あるいは、不適正なまま、違うほうに回したんですか。

○森岡課長補佐

どっちに回ったかといえば、焼却に回ったというふうに考えています。

○昆布委員

2 のリデュースの推進の②のところ、「9 店舗減の 83 店舗となりました」。ただ 9 店舗だけ減って、母数が出ていない。母数を明確にしてほしいということです。

○安齋会長

92 から 9 店舗減で 83 になったということですね。

ほかにございますでしょうか。

それでは、次の項目に進んでください。

○森岡課長補佐

続きまして、「基本方針Ⅱ資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築」となります。資料1の8ページと併せて資料2の3ページをご覧ください。

項番「1 収集・運搬」「(1)ごみを取り巻く環境の変化に対応した収集・運搬の検討」です。施策『①効率的でバランスの良い収集区割の調査・検討』については、各地区の世帯数や現状の収集体制を総合的に勘案し、最適な収集コースの検討を行ったことから、施策の評価をAとしています。

次に、施策『②今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり方、収集方法の検討』については、引き続き安心まごころ収集を適切に実施していることから、施策の評価をAとしています。

以上、それぞれの評価を踏まえ、全体としての評価をAとしています。

続きまして、資料1の9ページをご覧ください。「(2)環境と安全に配慮した収集・運搬の実施」です。施策『①環境負荷の少ない収集車両の積極的な導入』については、環境負荷の少ない車両の発注は行ったものの、納期が年度を超え車両更新ができなかったことから、施策の評価をBとしています。

次に、施策『②環境指導員との連携による集積場所の安全確保』については、環境指導員を対象に、環境指導員会議、研修会、施設見学会を開催するとともに、集積場所におけるネットボックスの適切な使用など、安全確保や環境指導員との連携強化が図れたことから、施策の評価をAとしています。

次に、施策『③環境負荷の少ない収集・運搬技術の研究及び積極的な導入』については、効率的な収集を行えるよう、安全運転の研修等を実施し、収集運搬技術の向上が図れたことから、施策の評価をAとしています。

以上、それぞれの評価を踏まえ、全体としての評価をAとしています。

続きまして、10ページをご覧ください。項番「2 中間処理」「(1)中間処理施設の整備」です。施策『①リサイクルセンターの適正かつ効率的な運営』については、隔月で会議を開催し、意見交換を行いました。また、リサイクルの過程において運営事業者によるセルフモニタリングを実施し、品質向上に努めたことから、施策の評価をAとしています。

次に、施策『②粗大ごみ処理施設の整備』については、平成30年度に実施した土壤汚染結果に基づき、当該汚染箇所への到達深度を調べるため詳細調査を実施するとともに、旧炉の上屋解体工事を実施し、基礎解体工事のための実施設計を作成したことから、施策の評価をAとしています。

次に、施策『③焼却処理施設の大規模改修』については、平成29年度に大規模改修を完了し、保守点検に基づく適正な修繕を実施することで、ごみの適正処理を進めていることから、施策の評価をAとしています。

以上、それぞれの評価を踏まえ、全体としての評価をAとしています。

続きまして、資料1の11ページをご覧ください。「(2)中間処理残渣の減量化・再資源化

の促進」です。施策『①焼却残渣再資源化方法の調査・研究』については、民間事業者と協力して再資源化方法の調査研究を進め、課題が抽出できたことから、施策の評価を A としています。

次に、施策『②焼却残渣再資源化の促進』については、焼却残渣 8,072t のうち、焼却残渣の再資源化量の目標値 1,640 t に対し 1,054t となり、目標達成率 64.3%、必要最低限の量の再資源化となったことから、施策の評価を B としています。

次に、施策『③中間処理残渣の減量化・再資源化に繋がる中間処理技術の研究』については、研修会への参加実績はなかったものの、中間処理残渣を減量させるために、灰を有価物として引き取りを行う事業者との取引実現に向けての検討を進めたことから、施策の評価を A としています。

以上、それぞれの評価を踏まえ、全体としての評価を A としています。

続きまして、資料 1 の 12 ページ、資料 2 の 4 ページをご覧ください。項番「3 最終処分」です。施策『①焼却残渣の減量施策の実施』については、発生した目標値 54,688 トンに対し 56,293 トンとなったものの、焼却残渣の資源化について検討を進めていることから、施策の評価を B としています。

次に、施策『②最終処分場の安全管理の実施』については、施設修繕や各種点検、最終処分場周辺の環境調査を実施することで安全確保が図られたことから、施策の評価を A としています。

次に、施策『③最終処分に関する検討』については、地元関係団体との定例会を開催し、各種調査結果等の管理状況の報告をするとともに、地元と意見交換を図りました。また、区域外搬出により埋立している民間の最終処分場の残余量が少なくなっているため、当事業者が計画している次期処分場の建設の進捗についての聴き取り調査を行い、順調に進行していることを確認したことから、施策の評価を A としています。

以上、それぞれの評価を踏まえ、全体としての評価を A としています。

続きまして、13 ページをご覧ください。項番「4 茅ヶ崎市域災害廃棄物の処理」です。施策『①災害廃棄物発生想定量の把握及び処理・処分に関するマニュアル等の整備』については、昨年度末に策定した災害廃棄物処理計画の中では、モデルケースに基づく災害廃棄物の発生量や仮置場の必要面積等の算出を行った上で、それらを適正かつ迅速に処理するための基本的な考え方や支援協力体制、処理方法等の基本的な事項を定めたものの、仮置場候補地の選定やマニュアルの整備には至らなかったことから、施策の評価を B とし、全体としての評価を B としています。

続きまして、14 ページをご覧ください。項番「5 適正処理」「(1)処理困難物等の処理方法についての情報の充実」です。施策『①処理困難物等の処理方法についての情報の充実』については、引き続き、「ごみと資源物の分け方・出し方」に掲載するとともに、家電リサイクル法対象品目のほか、新たに指定した消火器を含めた処理困難物の処分方法等について、ごみ通信などを活用し周知に努めたことから、施策の評価を A としています。

次に、施策『②製品の適正なりサイクルルートの周知』については、「ごみと資源物の分け方・出し方」、ホームページ、ごみ通信ちがさき等による周知に加え、使用済小型家電の

宅配回収については、チラシを配布することにより、製品の適正なりサイクルルートの周知を行いました。また、使用済小型家電のボックス回収については 31 年 4 月より回収ボックスの対象品目を「指定 17 品目」から「電気・電池で動くもの」に拡大したことに伴い、市民への積極的な情報配信に努め、その結果、前年度に比べ、回収量が増加したことから、施策の評価を A としています。

以上、それぞれの評価を踏まえ、全体としての評価を A としています。

続きまして、資料 1 の 15 ページをご覧ください。「(2)不法投棄に対する防止策の検討」です。施策『①重点地域・強化期間等を定めたパトロール・監視の強化』については、職員による昼間のパトロールを実施するとともに、不法投棄防止看板や監視カメラの設置を行うとともに、県職員・警察との合同パトロール、職員による夜間パトロール、委託業者による夜間パトロールを実施したことから、施策の評価を A としています。

次に、施策『②県や警察との協力関係の強化』については、茅ヶ崎市不法投棄防止対策連絡会を開催し、対策に関する協議や意見交換を行うとともに、不法投棄多発地域において、引き続き警察・自治会・市の 3 者による合同パトロールを実施したことから、施策の評価を A としています。

次に、施策『③市民・事業者と連携した不法投棄の防止』については、不法投棄多発地域における環境指導員会議で情報提供を行ったほか、当該自治会と情報交換を行いました。不法投棄件数は、前年度比 13 件減の 147 件、不法投棄量は、4.2 トン減の 20.6 t となったことから、施策の評価を A としています。

次に、施策『④キャンペーン等啓発活動の実施』については、5 月 30 日から 6 月 5 日までの全国ごみ不法投棄監視ウィークの中で、職員による昼間のパトロールを、通常ルートのほか、市街地に拡大して行い、不法投棄の未然防止に努めたことから、施策の評価を A としています。

次に、施策『⑤不法投棄に関する調査・研究の実施』については、家電製品協会が実施する不法投棄未然防止事業協力に応募し、助成金に関する覚書を締結し、不法投棄対策に関する助成制度を活用することができたことから、施策の評価を A としています。

以上、それぞれの評価を踏まえ、全体としての評価を A 評価としています。

ここまでが「基本方針Ⅱ資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築」の説明です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○安齋会長

基本方針 2 の部分について、委員の皆様からご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

○昆布委員

評価軸はなかなか難しいんですけれども、現状の課題の解決に向けて効果があまりなかったのが B で、効果があったのが A であるのに、顕著に効果がないのに A をつけるといった市の評価が甘いのではないかと思う項目が数か所ありました。

○安齋会長

これについては、またそれぞれのご意見が出るとお思いますので、集約させていただいて、審議会としての検討ということにさせていただくことになると思います。

○平本委員

最終処分のことを聞きたいんですけども、最終処分率は低くならなくてはいけないのに、アップしているんですね。その点、いかがでしょうか。

○小俣環境事業センター施設整備担当課長

その件につきましては、目標にしている再資源化の量が、予算の適正な運用と効果的な執行という形の中で、若干制限されている部分もあります。その中で最大限資源化に回すこととしておりますが、当初、目標にしている資源化量に実際の資源化量が届いていないというところで、最終処分率を見ますと、若干上昇してしまったという傾向に今はあるということです。

○安齋会長

過去の審議会の中では、最終処分場を効率的に利用して、なおかつ灰の処分に随分お金がかかるので、そちらの予算との関係と、あとは処分場を効率的に使うということで決めているとお伺いしていました。

○山田委員

11 ページ、中間処理残渣の最資源化で、今まで燃え残った 8,000 トンぐらいのものを溶融化したり、焼成したり、セメント化したりということなんですが、今回、新たに灰が、貴金属が入っていて、有価物として取引されるということが初めて出てきたような気がするんですけども、これは、どの程度の貴金属がどれくらい入って、どれくらいの価値が認められるということになったのでしょうか。

○小俣環境事業センター施設整備担当課長

現在は、焼却残渣を溶融化等により加工して再資源化をしています。新たな再資源化の手法として、焼却灰に落ち込む前の、火格子と言われるごみを燃やしながら送る装置から直接落ちてくる灰（落じん灰）から、金、銀、銅、亜鉛、鉛などを引き抜ける技術があるという提案が事業者からあり、調査研究に着手しました。

他の事業所の実績等を踏まえると、落じん灰の 2 % 程度の貴金属の回収が期待できるのではないかという見込みです。

当工場で導入するにあたっては、施設の大規模な改修等が必要になるので、費用対効果を含めた検討が必要であると思っています。

○山田委員

貴金属というと、金、銀とプラチナぐらい。銅や亜鉛は貴金属とは言わない。それで、そんなに貴金属がとれるのかなと思ったのが一つなんですけれども。

○小俣環境事業センター施設整備担当課長

重量割合で言いますと、銅、亜鉛、鉛の重量割合が非常に重たくなり、そこを含めて 2% を期待しています。金、銀だけに限るともっと数値が下がってしまいます。

○山田委員

そうすると、価値としては、回収できればそれにこしたことはないけれども、それほど期待されるような金額というほどではないということですね。

○小俣環境事業センター施設整備担当課長

資源化という中では効果はあるとは考えていますが、投資した金額に見合った事業かという点、ちょっと疑問が残ると思います。

○安齋会長

ほか、ございませんでしょうか。

それでは、次の項目をお願いします。

○森岡課長補佐

続きまして、「基本方針Ⅲ市民・事業者・行政の協力体制及び4Rの推進を誘発する支援体制の確立」となります。資料1の16ページと併せて資料2の5ページをご覧ください。

項番「1 広報紙等各種媒体の利用による啓発の充実」です。施策『①広報手法・広報内容の検討及び効果的な啓発の実施』については、令和元年度に84回開催した基本方針素案の説明会の中で、直接対話での啓発に努めたとともに、ごみ通信ちがさきでは、イラスト、図、写真を多用してより目を引く表紙と紙面構成としたことから、施策の評価をAとしています。

次に、施策『ホームページ、ハーモニアスちがさき等の積極的な活用』については、令和2年度から衣類・布類の分別が変更となることに向け、ごみと資源物の収集カレンダー、ごみと資源物の分け方・出し方に加え、ごみ通信、広報紙、ハーモニアスちがさきを積極的に活用したことから、施策の評価をAとしています。

次に、施策『③公共施設等におけるポスター掲示の活用』については、市民や環境指導員の要望に沿う形で、様々な用途のものを作成配布し、また、ごみと資源物の収集カレンダー及びごみと資源物の分け方・出し方を公共施設で配布するとともに、市内に設置されている広報掲示板を活用することで啓発の充実が図れたことから、施策の評価をAとしています。

次に、施策『④外国人向けごみ情報の案内について』は、「ごみと資源物の収集カレンダー」等の8カ国語対応によるホームページへの掲載に加え、「ごみと資源物の分け方・出し方」に英語・中国語による概要版を掲載したことから、施策の評価をAとしています。

以上、それぞれの評価を踏まえ、全体としての評価をAとしています。

続きまして、17ページをご覧ください。項番「2 ごみ問題に関連した市民対話・環境学習等の充実」です。施策『①ごみ問題に関する市民との意見交換会の実施』については、市内136自治会のうち84自治会を対象に、基本方針素案の説明会を実施し、ご参加いただいた2,116名の方より様々なご意見を頂戴することができたことから、施策の評価をAとしています。

次に、施策『②発生抑制、資源化に関する講演会の開催』については、講演会は実施しませんでしたでしたが、基本方針素案の説明会の中で、「はじめようごみ減量生活」と題し、ごみの発生抑制や資源化について、説明を行ったことから、施策の評価をAとしています。

次に、施策『③児童向け環境学習への市職員の派遣』についてです。こちらは、小学校19校に環境学習会の副読本である「パッカー君のごみ探検」を2,317部配布し、小学校8校、中学校3校に職員を派遣し、計1,269人を対象に環境学習会を実施できたことから、施策の評価をAとしています。

次に、施策『④親子向け、市民グループ向け等多方面への廃棄物処理施設見学会の実施』については、小学4年生や自治会等の施設見学会については、目標としていた30回に対し、41回の申し込みがあり、延べ2,487人の参加があったことから、施策の評価をAとしています。

次に、施策『⑤市民、事業者向け講座開催』については、自治会向け出前講座を2自治会で開催し、ごみと資源物の処理の流れや紙類の適正分別、4Rについて啓発を行ったことから、施策の評価をAとしています。

次に、施策『⑥環境フェアにおける情報発信』については、10月5日に開催した環境フェアにおいて、新聞紙を使ったエコバッグ作り体験を行い、参加した44名にリサイクルの啓発を行いました。また、アンケート調査の結果、回答した26人全員から楽しかったとの評価をいただいたことから、施策の評価をAとしています。

以上、それぞれの評価を踏まえ、全体としての評価をAとしています。

ここまでが「基本方針Ⅲ市民・事業者・行政の協力体制及び4Rの推進を誘発する支援体制の確立」の説明です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○安齋会長

基本方針Ⅲのところでございますが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○橋詰委員

16ページ分の話なんですけど、パンフレットとか、収集カレンダーとか、こういうパンフレットの類は、毎年改定なんですか。それとも、今回は、2年度から品目拡大があるので、特に例年とは違うのか、その辺はどうなんですか。

○森岡課長補佐

収集カレンダーと分け方・出し方については、いずれも毎年度改定をしています。

○橋詰委員

多分毎年やっていますよね。だから、そういう意味では、今回特別という部分もあるのかどうかということを聞いているんですが。

○森岡課長補佐

特別なところといえば、衣類・布類が品目拡大しましたので、そこにフィーチャーした形で、分け方・出し方及びカレンダーを改定したことが言えると思います。

○昆布委員

リサイクル店の分子の数が83で母数がいくつというのは書いていないんです。それと、小学校が8校の中学校が8校。これも、母数的には小学校が何校あるのか。分母の数字も出してもらおうと、A評価とかできるんですけども、その辺を明確にしてほしいということです。

○森岡課長補佐

分母をわかりやすく記載させていただきたいと思います。

○安齋会長

ほか、ございますでしょうか。

それでは、次の項目をお願いいたします。

○森岡課長補佐

最後に、第2編「生活排水処理基本計画」となります。資料1の18ページと併せて資料2の5ページの下段をご覧ください。

まず「基本目標」です。『生活排水処理率』については、前年度比0.3ポイント増の97.5%となり、目標を達成することができ、引き続き普及啓発等を行い、最終目標の達成に向けて順調な推移となっていることから、施策の評価はAとし、全体としての評価をAとしています。

続きまして、資料1の19ページ、資料2の6ページをご覧ください。「基本方針Ⅰ公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の整備促進による生活排水処理の適正処理の推進」項番「1公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の普及推進」です。施策『①公共下水(汚水)整備事業の推進』については、公共下水道処理区域面積は2228.23ha、汚水面整備率は98.14%となり、目標を達成することができたことから、施策の評価をAとしています。

次に、施策『②水洗化奨励金制度等の活用による公共下水道への接続の促進』については、水洗化奨励金制度を活用するとともに、下水道を新たに整備した地域のみならず、告示地域における未水洗化家屋についてもシルバー人材センターへの委託により、戸別訪問を実施したことにより、水洗化普及率は前年度比0.17ポイント増の98.65%となり、100%の普及に向けて順調に推移していることから、施策の評価をAとしています。

次に、施策『③補助制度の周知による合併処理浄化槽への転換の促進』については、合併処理浄化槽設置整備事業について、5人槽2基に対し、5人槽1基の補助となったことから、施策の評価をBとしています。

以上、それぞれの評価を踏まえ、全体としての評価をAとしています。

続きまして、資料1の20ページをご覧ください。「基本方針Ⅱ安定した収集・運搬と、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進」です。項番「1し尿及び浄化槽汚泥の適正処理」施策『①し尿及び浄化槽汚泥量の変化に対応した収集・運搬計画』については、排出量に応じた収集運搬計画を策定し、適切に収集・運搬を実施できたことから、施策の評価をAとしています。

次に、施策『②し尿処理施設の適正な維持・管理』については、寒川町と連絡会議を開催し、維持管理体制を確認できたことから、施策の評価をAとしています。

以上、それぞれの評価を踏まえ、全体としての評価をAとしています。

続きまして、資料1の21ページをご覧ください。「基本方針Ⅲ水環境の向上に向けた啓発活動等の推進」です。項番「啓発及び情報提供」施策『①浄化槽の清掃の啓発』については、新規の浄化槽設置者に浄化槽の適切な維持管理を周知する文書を郵送し啓発を行ったことから、施策の評価をAとしています。

次に、施策『②広報紙等による情報発信』については、浄化槽の清掃及び適切な維持管理に関して、市民便利帳ちがさき生活ガイドを初めとする複数の媒体を活用し、情報発信を行えたことから、施策の評価をAとしています。

以上、それぞれの評価を踏まえ、全体としての評価をAとしています。

ここまでが第2編「生活排水処理基本計画」の説明です。ご審議の程よろしくお願

いたします。

○安齋会長

それでは、今、ご説明いただいた部分に関しまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○橋詰委員

18 ページですが、これはお願いですか、評価のところの理由として、下水道接続人口だとか、そういう効果的な数字を計算して出して、それでいいと思うんです。そうすると、ごみのほうは参考資料 1 で経年的な数字を書いているのですが、その部分はないので、ぜひそれも表をつくってほしいなというお願いです。

あわせて、参考資料 1 の表なんですが、数字だけにらむのはなかなか辛いので、図示してもらえるとわかりやすいと思います。

○森岡課長補佐

資料の作成に当たっては、なるべく見やすい、例えば、イラストまではいかないですが、グラフと図を活用させていただくという資料づくりをさせていただければと思います。資料のほうも、今回ごみのほうでお渡しした参考資料のようなものを作成していきたいと考えています。

○山田委員

評価基準のことですが、評価基準の定量的評価、概ね 90%以上と 89%以下はおかしいです。90%未満です。これは一度言った記憶があります。

○森岡課長補佐

90%未満という表記に修正をさせていただきます。

○山田委員

以下 2 つあるんですが、1 つは、3 ページのコンポストのことですが、今年、コンポストに対するやり方を変えるというので意見書を求めている、出したような気がするんですけども、その結果はどうであったか。どういうふうにする予定なのかというのは、ここでお話し願えたらなと思います。

もう一つは、プラスチックのことなんですが、プラスチックを全量回収するということになると、茅ヶ崎でも収集の方法とかやり方とかをこれから考えなくてはならないのかなと思うんですけれども、その辺、どういうふうに、やっていこうとするかというのがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○森岡課長補佐

まず、コンポストの件ですが、実は、本日の議題（4）のその他でご説明を差し上げる予定だったんですが、ここでご説明をさせていただきます。

本年の 7 月 21 日付けで皆様に資料を送付させていただきました。その中に「生ごみ処理容器コンポストの斡旋事業の廃止」、という資料がありまして、中身を確認していただいた上で意見書を出してくださいというようなお願いをしています。

コンポストの斡旋事業ですが、事業廃止ということで資料をつくらせていただきました。

いただいたご意見としては、賛成の方もいらっしゃる、反対の方もいらっしゃるという状況です。廃止に向けた検討を皆様からいただいたご意見を参考に、本市の極めて厳しい財政状況の背景と皆様からいただいたご意見を踏まえて、基本的には、コンポストについては廃止の方向で進めさせていただければと考えています。

○山田委員

二本立てとなったのを一つにするのは賛成なんですけれども、ごみを有料化するような施策を打つ一方で、それを減らすような市民の努力をなくすというのにはちょっと抵抗があるなど。むしろそれを推進するほうが、お金のことはありますけれども、推進すべきではないかなと思うところもありますので、実際にごみは減るわけですから、そこを縮小するのは、市民感情としてもどうなのかなというところは少し考えていただきたいなと思います。

コンポストは、市で斡旋するのはたしか1万円ぐらいなんですかね。ホームセンターに行くと5,000~6,000円で売っていて、品質に問題があるかもしれませんが、もし市がそういうものを斡旋するということができれば、予算的には少し助かるだろうと思うので、そういうことも少し考えていただきたいなと思います。

○森岡課長補佐

コンポストの廃止という資料を送付したと説明させていただきましたが、現在、比較的安い価格でご購入いただける制度がありまして、こちらの斡旋販売については廃止にしたいという考えです。

一方で、電動生ごみ処理機といいまして、電気で生ごみを減量させるようなものですが、それらに対する補助制度は現在のままで、その制度にコンポストをあわせたいと考えています。補助率は3分の1、上限2万5,000円で補助を行っています。

我々はごみの減量を推し進めていく、旗振り役を担っていきまして、この補助制度自体は残していきたいと考えていますが、厳しい財政状況が背景としてありますので、そちらについてはご理解いただければと思ってございます。

プラスチックのお話をいただいたんですが、プラスチックに関して資源化という動きがなされていることは、こちらとしても承知をしています。

具体的に何をやっているかという、まだ一切何も手をつけていないのですが、国の動向を見守って、アンテナを高く張って情報収集に努めていって、もし資源化という話になれば、かなり多額な費用が発生することとなりますので、費用対効果を見る中で進めていくのではないかなと思っています。

○安齋会長

ありがとうございます。

議題の2番目、取組状況のことに話を戻したいと思うんですが、今、事務局からご説明が一通り終わりました、ご質問事項も出たところですが、この後、この件に関してはどういうふうに進めるかというご説明をお願いします。

○森岡課長補佐

この後ですが、本日の審議を踏まえまして、委員の皆様には評価をご記入、ご提出をお

願います。そちらは事前配布をさせていただいた資料3となります。資料3をご覧ください。

資料3ですが、こちらの各施策の表の太枠の部分について、各委員の皆様の評価のご記入をお願いします。

期日ですが、11月6日金曜日までに事務局にご提出くださいますようお願いいたします。

議題(2)は以上となります。

○安齋会長

それでは、次の議題に進めさせていただきます。

○森岡課長補佐

それでは、議題(3)新型コロナウイルス感染症対策のための廃棄物減量等推進審議会運営要綱の説明に移らせていただきます。

事前に配布しております資料4をご覧ください。

具体的な説明に入る前に、1点、資料4の訂正をお願いいたします。

資料4の中段に(書面会議)と書かれているところがありますが、第2条の1行目にございます「規則第9条」は「規則第5条」の誤りとして、「第9条」を「第5条」に訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図るため、7月に予定をしていました審議会の開催を見送ったところです。本議題の趣旨は、今後、再び新型コロナウイルス感染症が拡大し、会議形式での開催が不可能となる事態に備えまして、書面会議の開催が可能となるよう運営要綱を策定するため、審議会規則第9条の規定に基づき、本審議会の運営に関して必要な事項としてお諮りするものです。

資料4でございしますが、第2条をご覧ください。第2条に書いてあるとおり、やむを得ない理由により審議会を開催することができないと会長が認めたときには、書面会議の実施をもって会議の開催に代えることができることとします。

書面会議の開催の実施に当たっては、議事の内容を明らかにした議案書、議事に対する委員の意見、賛否を明らかにするための表決書、その他書面会議の実施に必要な資料を委員に送付をいたします。また、会長は、委員が表決書を提出する期限を定め、資料の送付にあたっては、そのことを通知します。

書面会議は、前項の期限までに委員の過半数の表決書が提出されたことをもって成立し、会長が書面会議の結果を委員に報告することとしています。

一番下に記載がございしますが、こちらの要綱につきましては、今年度中の取り扱いとして定めるために策定を行いますので、期限を令和3年3月31日をもって失効することとしております。

以上、議題(3)「新型コロナウイルス感染症対策のための廃棄物減量等推進審議会運営要綱の策定について」の説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○安齋会長

今ご説明いただきましたけれども、これから寒くなるにつれてどういうふうになるか、全く予測がつかない状況ですので、こういう可能性も出てくるし、集まること自身が非常にリスクを伴うということになりますと、こういう形での書面会議ということを実施しなければならなくなるのだろうと思いますけれども、それに備えての要綱の策定ということですが、いかがでございましょうか。

○橋詰委員

以前、事務局に申し上げたことがあるんですが、書面会議が必要になるケースはあるだろうと思うので、そのこと自体は反対しないんですけれども、いわゆる Zoom か何かを使ったリモート会議をやったらどうですかと思うんですね。Zoom か、ほかの方法でもいいんですが、もちろん会場に来られる方もいらっしゃいますし、Zoom で遠隔参加される方もいるという、そういう形式をとっているのはあるので、それをお考えいただいたら。こちらの審議会規則がどういうふうになっているか知りませんが、それであれば、普通に開いているという理解も成り立つんじゃないかと思います。それも含めてお考えいただいたらいいんじゃないかと思うんですが。

○安齋会長

全員がその環境を整備できるかというところがなかなか大変なところかなと思いますけれども。可能性としてはできそうなんでしょうか。

○森岡課長補佐

実際に市の審議会において Zoom 等を利用して開催されたといったことは、確認はできませんでした。それぞれの環境といった問題、役所の環境といった問題、ガイドライン等もごございますので、その辺を踏まえながら、このような状況ですので、もし可能であれば、検討を進めさせていただければなど考えています。現段階で、次からは Zoom でやりますという形は、今回ご案内できないですが、庁内や皆様の環境も確認しながら、できるならばやっていければなどというふうに考えています。

○安齋会長

では、要綱をこれで策定して、備えるということをごさせていだきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○昆布委員

会長の判断ですが、書面会議ないしリモート会議みたいなことを開催する判断基準というのはどの辺でするものなんですか。

○安齋会長

なかなか判断基準というのは難しいんじゃないでしょうか。不安に感じるようだったらやめたほうがいいのかと思います。

それでは、次の議題にいきたいと思っておりますけれども、その他、何かありますか。

○森岡課長補佐

事務局より 1 点ご連絡があります。コンポストの件は、先ほどお話をさせていただきましたので、別の案件ですが、本日、当日資料として参考資料 3 で「次期環境基本計画策定

に関する進捗状況について」という資料をお配りさせていただきました。

ご不明な点等あれば、同じく環境部の環境政策課までお問い合わせいただければと思います。

○安齋会長

ありがとうございます。

今、環境基本計画の策定に関することがございましたので、何かございましたら環境政策課までというご案内でございました。

確認ですけれども、先ほど、取組状況の評価についての数字の確認というのは後ほどしていただいて、もし違っているところがあれば配布していただけるということでもよろしゅうございますか。

○森岡課長補佐

はい。

○安齋会長

あと、先ほどの評価基準のところの「89%以下」を「90%未満」にするというところの確認。そこは訂正ということで、あと、資料4の第2条の「9条」のところを「5条」に変更する。あとは、評価に関するメールでの提出の場合には、このアドレスにフォーマットを依頼してくださいということです。

それで、この審議はこれで大体終了だと思うんですが、ちょっと質問させていただきたいのは、今年のことじゃなくて来年のことになると思うんですが、例えば、レジ袋はもう有料化されましたよね。そうなりますと、例えば、このリフューズの推進のところの評価軸というのが来年度は大幅に変更になるという考え方でよろしいんですか。

あと、多分、先ほどありましたけれども、基本方針のⅢのところになります、広報とかいろいろな環境学習の項目のところ、何件実施しましたとかというの、今年度は相当数字が動くことになると思うんですね。それを来年評価する場合に、どういうふうを考えて評価するのかというのが、多分大きな問題になるんじゃないかなと思いますので、その辺のところはどう考えればいいのかということも事務方のほうでも少し出していただくようなことをしないと、来年度の評価が大変になるかなと。単に減った、増えただけの評価では評価できなくなる可能性がありますので、その辺のところを先に向けてお考えいただければと思います。

それでは、一応、審議事項終了ということで、事務局のほうにお返ししたいと思います。

○熊澤資源循環課長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

なお、次回は12月ごろの開催を予定しております。日程が決まり次第ご通知差し上げますので、よろしくお願いたします。